

明石市コミュニティ・センター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託（単価契約）仕様書

(1) 目的

本仕様書は、明石市（以下「委託者」という。）が委託する明石市コミュニティ・センター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託（単価契約）の仕様を定めるものであり、受託者は本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

(2) 履行期間

契約締結日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日

バツカン設置期間：設置から約 7 日間

(3) 履行場所（案）（バツカン設置・回収場所：計 4 箇所）

- ・ 錦城コミュニティ・センター（明石市上ノ丸 3－1－1 1）
- ・ 大久保コミュニティ・センター（明石市大久保町 2 4 4－3）
- ・ 江井島コミュニティ・センター（明石市大久保町 6 8 0－5）
- ・ 二見コミュニティ・センター（明石市二見町西二見 5 9 7－2）

(4) 対象廃棄物の概要

廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず・ コンクリー トくず及び陶 磁器くず	木くず
産業廃棄物の具体例	パイプ椅子、自転車、ガスファン、シュレツダー、ボウリングの玉	長机、パイプ椅子、自転車、油缶、ガスファン、シュレツダー、ラック、金庫、キャビネット、鉄くず、卓球台	自転車、金庫、ガラスくず	長机、戸、卓球台
予定数量	約 8 m ³			
発生工程	不要什器・備品の入替え			
性情及び荷姿	固形状・コンテナ			
腐敗、揮発等性情の変化に関する事項	なし			
混合等により生ずる支障	なし			

日本工業規格 C0950 号に規定する 含有マークが付され た廃製品の有無	なし
石綿含有産業廃棄物、 特定産業廃棄物、水銀 使用製品産業廃棄物又 は水銀含有ばいじん等 の有無	なし
その他の注意事項	本仕様書記載事項参照

(5) 業務内容

本業務は、委託者が積み込みを行い、受注者がバツカンの提供、運搬および処分を行うものとする。

1. バツカンの設置

受注者は、委託者と協議のうえ選定した4箇所の敷地内（指定スペース）に、それぞれ廃棄物回収用のバツカン（2 m³、計4台）を設置すること。

2. 積み込み作業（委託者側で実施）

バツカンへの廃棄物の積み込みは、委託者が行う。

3. 回収・運搬・処分

委託者から「積み込み完了」の連絡を受け次第、受注者は速やかにバツカンを回収し、運搬・適正処分すること。

(6) 資格等

1. 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を兵庫県知事又は兵庫県内の市長から受けており、同法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を、当該業務を行う区域を管轄する兵庫県知事又は該当する区域の兵庫県内の市長から受けていること。

または、産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処分業者が協力して見積合せに参加する場合は、各々がその許可を受けていること。

2. 産業廃棄物収集運搬業者は、「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「木くず」の全ての取扱許可を受けていること。

3. 産業廃棄物処分業者は、「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「木くず」の全ての取扱許可を受けていること。

4. 受託者は、産業廃棄物処理の許可を受けたことを証明する書類を委託者に提出し、確

認を受けなければならない。契約後、変更があった場合も同様とする。

(7) 作業管理等

1. 業務実施にあたり、学生や職員等に怪我等を負わさぬよう細心の注意を払うこと。
2. 関係法令等を遵守したうえで安全に業務を行うこと。

(8) 委託料の支払い

1. 受託者は、委託者への処分の業務終了報告後、当該費用を請求するものとする。
2. 委託者は、請求書等が適正であると認めた場合、請求のあった日から30日以内に委託料を支払うものとする。
3. 産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する料金は、単価（税抜）に数量を乗じ、これにより得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出する。なお、当該料金に端数が生じた場合は、1円未満は切り捨てるものとする。
4. 処分費は、1車両あたり排出した各産業廃棄物の合計量で請求するものとする。
5. 収集・運搬及び処分業者が異なる場合は、各々別途支払を行う。

(9) その他

1. 収集・運搬及び処分に関する契約は委託者と受託者の間でそれぞれ締結する。
2. この仕様書に定めのない事項に関しては、委託者・受託者協議の上決定する。